

仙北市低入札価格調査制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む）に規定する、「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められる場合の基準及び事務の取扱について定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる工事等は、設計額（消費税及び地方消費税を含む）が1千万円以上の建設工事等で指名審査会（仙北市建設工事入札制度実施規程（平成17年告示第39号）第6条に規定するものをいう。以下同じ。）において審議決定したものである。ただし、設計金額が1千万円を下回る工事等であっても、市長が特に必要と認める場合にあっては、低入札価格調査制度を適用することができる。

(調査基準価格)

第3条 工事等の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、契約担当者が次により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が入札比較価格に10分の9を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、入札比較価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上前号の規定により難いものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(3) 現場管理費相当額とは、土木系工事にあつては現場管理費の額、建築系工事にあつては現場経費の額を言う。

(4) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び現場経費の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領の例による。

イ 土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日付け建設省官技第34号）

ロ 建築工事積算要領（平成7年3月28日付け建設省営計発第27号）

2 要綱第3条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第4条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、入札者に対して保留及び調査の適用を宣言し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施したのち落札者を決定し、後日通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格判断基準)

第5条 前条の入札において、最低価格入札者による入札が、第2項に該当する場合は落札者としないうことができる。

2 設計上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ）に相当する額（設計上の純工事費が設計上の工事価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては設計上の工事価格に10分の8を乗じて得た額。）を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当するとき。

- (1) 入札価格が、調査基準価格を下回る価格で入札した者全員（調査基準価格を下回る価格で入札した者が5者未満である場合は調査基準価格以上の価格で入札した者を含め価格が低い順に5者（入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員））の平均入札価格に10分の9を乗じて得た額を下回っているとき。
- (2) 当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の7.5を乗じて得た額を下回っているとき。なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（第3号に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費とみなすものとする。
- (3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないとき。

(調査の実施)

第6条 入札執行者及び工事担当者は、前条の失格判断基準に該当しない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次に掲げる事項について、資料提出の請求、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 手持機械の状況

- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 建設副産物の搬出予定
- (9) その他必要な事項

(指名審査会会長の了承)

第7条 入札執行者は前条の調査結果に基づき、落札の可否について仙北市指名審査会会長へ報告し、了承を得なければならないものとする。

(落札者の決定及び通知)

第8条 入札執行者は、前条の指名審査会会長の了承を受け、当該契約内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに当該最低価格の入札者を落札者と決定し、その旨を入札者全員に通知する。

2 入札執行者は、前条の指名審査会会長の了承を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格（予定価格の制限の範囲内で調査価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても第5条及び第6条の手続きを経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められたものに限る。）の入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、最低価格の入札者に対しては落札者とし、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第9条 入札執行者は、調査基準価格を下回った金額により入札を行った者が請負業者となったときは、適正な施工を確保するため、監督員をして次に定める措置をとるものとする。

- (1) 請負業者に対し、施工体制台帳の提出を求め、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (2) 共通仕様書に基づき施工計画書を提出させる場合において、必要に応じて事情聴取を行うこと。
- (3) 段階確認、施工の検査等には原則として立ち会うものとし、施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工がなされているかどうかの確認その他重点的な監督業務を実施すること。
- (4) 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保を図るため、必要な調査及び指導を行うこと。
- (5) その他適正な施工の確保のため必要な措置を行うこと。

(契約の保証等)

第10条 調査基準価格を下回る価格による申込みを行った者が落札者となった場合は、当該落札者が当該契約の締結と同時に付さなければならない保証は、契約事項第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。

(閲覧に供する書面への特記)

第11条 調査の対象となった工事については、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、
閲覧に供する入札調書等の摘要欄等に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。